

入居者の権利章典、2007年長期介護ホーム法(s. 3(1))

3. (1) 長期介護ホームの被許可者の各々は、以下の入居者権利が完全に尊重され且つ促進されることを保証するものとする。

1. 入居者の各々は、礼儀正しく且つ敬意を持って取り扱われおよび入居者の個性が認められ且つ入居者の尊厳が尊重されるように取り扱われる権利を有している。
2. 入居者の各々は、虐待から保護される権利を有している。
3. 入居者の各々は、被許可者またはスタッフから無視されない権利を有している。
4. 入居者の各々は、各人の必要に応じて適切に保護され場所に住み、食事を与えられ、衣服を与えられ、髪をとかしてもらい且つよく世話をしてもらえる権利を有している。
5. 入居者の各々は、安全且つ清潔な環境で生活する権利を有している。
6. 入居者の各々は、市民の権利を行使する権利を有している。
7. 入居者の各々は、入居者の直接の世話には誰が責任を持っていて且つ誰が世話をするのかを知らせてもらえる権利を有している。
8. 入居者の各々は、各人の個人的必要性に関して取扱いの中および世話の中でプライバシーが与えられる権利を有している。
9. 入居者の各々は、各人の意思決定への参加が尊重される権利を有している。
10. 入居者の各々は、個人の持ち物、写真および備品を安全性要件および他の入居者の権利を条件として各人の部屋に持っていき且つ飾る権利を有している。
11. 入居者の各々は、以下の権利を有している。
 - i. 各人の世話の進展、実行、再検討および変更に完全に参加する権利、
 - ii. 法律義務付けられている各人に対するいかなる治療、世話またはサービスにも同意または拒否する権利、および同意するまたは拒否することの結果を知らされる権利、
 - iii. 長期介護ホームまたは安全施設への各人の入居、退去または移転に関するいかなる決定をも含めて各人の世話のいかなる局面に関するいかなる決定にも完全に参加する権利、およびこれらの事柄のいかなる点に関しても独立した意見を得る権利、および
 - iv. 2004年個人健康情報保護法に従い当該法の意味における各人の個人健康情報の機密性が守られる権利および当該法に従い各人の世話の計画を含む各人の個人健康情報の記録へアクセスできる権利。
12. 入居者の各々は、でき得る限り独立性を最大化する修復ケア理念に基づく独立性に向けた世話および援助を受ける権利を有している。

13. 入居者の各々は、当該法の下で規定されている限られた状況下および当該法の下で規定されている要件に従う場合を除き、拘束されない権利を有している。
14. 入居者の各々は、内密に伝達する、各人の選択で訪問者を受け入れるおよび干渉されることなく誰とでもプライベートに相談する権利を有している。
15. 死に瀕しているまたは危篤状態にある入居者の各々は、1日24時間家族または友人を傍に置いておける権利を有している。
16. 入居者の各々は、当該入居者のいかなる移転または入院に関する情報をもそれを受取る人物を指名できる権利、および当該人物に当該情報を直ちに受取ってもらう権利を有している。
17. 入居者の各々は、各人自身または他の人を代表して方針およびサービスに関して干渉されることなく且つ当該入居者または他のいずれかのの人に対する威圧、差別また報復の恐れなしに以下の人物または組織にその憂慮を提起しおよび変更する提案をする権利を有している。
 - i. 入居者会、
 - ii. 家族会、
 - iii. 被許可者、被許可者が法人である場合は、当該法人の取締役および執行役員、ならびに、第五編下で認可されたホームの場合、第132条下の当該ホームの管理委員会または第125条または第129条下の当該ホームの役員会のメンバー、
 - iv. スタッフメンバー、
 - v. 政府役人、
 - vi. 当該長期介護ホームの内部または外部の他のいかなる人物。
18. 入居者の各々は、友人関係および関係を持つ権利ならびに当該長期介護ホームの生活に参加する権利を有している。
19. 入居者の各々は、各人のライフスタイルおよび選択が尊重される権利を有している。
20. 入居者の各々は、入居者会に参加する権利を有している。
21. 入居者の各々は、プライバシーが保証された部屋の中で各人の配偶者または他の人とプライベートに会う権利を有している。
22. 入居者の各々は、適切な設備が整っている場合は、お互いの希望に沿って他の入居者と部屋を共にする権利を有している。
23. 入居者の各々は、社会的、文化的、宗教的、精神的および他の関心事を追求し各人の潜在力を発展させる権利および自分の関心事を追求し且つ各人の潜在力を発展させるために被許可者から合理的な援助が与えられる権利を有している。
24. 入居者の各々は、当該入居者に提供されているサービスに影響を及ぼすいかなる法律、規則または方針もならびに苦情を提起する手続きを書面で知らされる権利を有している。

25. 入居者の各々は、当該入居者が自分のお金に関する事柄を管理することの法的行為能力に欠けている場合を除き、各人のお金に関する事柄を管理する権利を有している。
26. 入居者の各々は、物理的環境が不可能な場合を除き、屋外運動を楽しむために保護された屋外にアクセスする権利を有している。
27. 入居者の各々は、当該ホームの被許可者またはスタッフとのいかなる面談にも当該入居者のいかなる友人、家族、または大切な人物にも出席してもらう権利を有している。2007年、第8章、第3(1)条。